改正後

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

［一～七　略］

八　第五十九条の二第四項及び第五項

九　第六十二条の六第九項

十　第六十三条第七項

十一　［略］

十二　第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項

十三　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九、第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

［号を削る。］

十四　［略］

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

［一～三　略］

四　第四十条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第六十七条において準用する場合を含む。）

五　［略］

六　第五十三条の四第三項（第一号に係る部分に限る。）（第六十七条において準用する場合を含む。）

七～九　［略］

十　第六十二条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）

十一　第六十二条の六第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項（第一号に係る部分に限る。）

十二　第六十二条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）

十三　第六十三条第八項（第一号に係る部分に限る。）

十四　［略］

十五　第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項

十六　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第二項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十七　［略］

改正前

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条　［同上］

［一～七　同上］

八　第五十九条の二第四項

［号を加える。］

九　［同上］

［号を加える。］

十　第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十一　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十二　［同上］

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条　［同上］

［一～三　同上］

四　第四十条第四項（第一号に係る部分に限る。）（第六十七条において準用する場合を含む。）

五　［同上］

［号を加える。］

六～八　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

九　［同上］

［号を加える。］

十　第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第二項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十一　［同上］